

3 保育意向の確認について

各園において、宣言解除後にお子様をお預かりするための準備を整えるため、現時点での保育意向の確認への御協力をお願いします。

〔登園の自粛に当たり、保護者の皆様には勤務先との調整などを行っていただくこととなりますが、本市からも事業者の皆様は登園自粛への協力をお願いする文書を作成し、市ホームページに掲載しましたので、ご活用いただければと思います。(横浜市 保育所等の登園自粛 事業所向け)で検索できます。〕

4 保育等の認定について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下のとおり特例的な取扱いをしています。

(1) 復職期限の特例等について

対象	特例的な取扱い	備考
育児休業中の方	8月31日までに育児休業を終了される場合(9月1日までに復職される場合)であれば、認定内容(認定事由・認定期間等)の変更や、保育所等の退園を求めないこととしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・復職時期について、必ず就業先と調整してください。 ・9月1日までに復職される場合、復職時期の決定に関する事前の区役所へのご連絡は不要です。 ・実際に復職された際には、就業証明書又は復職証明書を区役所にご提出ください。
就労内定の方	8月31日までに就労を始められる場合であれば、認定内容(認定事由・認定期間等)の変更や、保育所等の退園を求めないこととしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・8月31日までに就労を始められる場合、就業開始時期の決定に関する事前の区役所へのご連絡は不要です。 ・実際に就労を始められた際には、就業証明書を区役所にご提出ください。
求職中の方	7月末まで(5月末、6月末までを含む)に有効期間の終了を迎える場合、「8月31日まで」認定の有効期間を延長します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい認定決定通知書を順次お送りします。 ・今しばらくお待ちください。

《参考》 原則的な取扱い

通常であれば、以下のとおりの取扱いとしています。

- 育児休業中の方や就労内定の方：利用開始月内に育児終了(就業開始)することをお願いしています。
- 求職中の方：認定期間内(3か月以内)に就労していただくことをお願いしています。

(2) 令和2年度の現況確認について

今年度限り、保育の必要性に関わる状況が変わった方のみ、変更内容をお届けいただくよ

う、現況確認の実施方法を変更します。(※詳細は別添チラシを配布します。)

《参考》 例年の実施方法

例年であれば、給付認定を受けて保育所等や幼稚園等での預かり保育、認可外保育施設等を利用している全ての方に、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認するため、現況届出書や就業証明書等の提出をお願いしています。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：

【登園自粛の要請について】及び

【保育の意向確認について】

671-3564

【利用料について】

671-0255

【保育等の認定について】

671-0253